

第7 複合型居住施設用自動火災報知設備

「複合型居住施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令」（平成22年総務省令第7号。以下この第7において「省令第7号」という。）第3条第1項で規定する複合型居住施設用自動火災報知設備の設置及び維持に関する基準は、次によること。

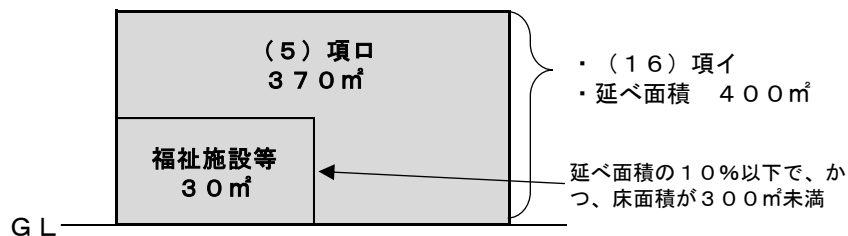
1 設置維持の基準

省令第7号第3条第2項の規定によるほか、次によること。

- (1) 省令第7号第3条第2項で規定される福祉施設等（以下この第7において「福祉施設等」という。）の床面積の合計が300㎡未満の複合型居住施設は、「特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令」（平成20年総務省令第156号。以下この第7において「省令第156号」という。）第2条第2号に規定する特定小規模施設用自動火災報知設備を同令第3条第2項及び第3項の例により設置することができるものであること。この場合における設置維持の基準は、第6 特定小規模施設用自動火災報知設備2から3までの規定を準用すること。

《特定小規模施設用自動火災報知設備を設置することができる複合型居住施設の例》

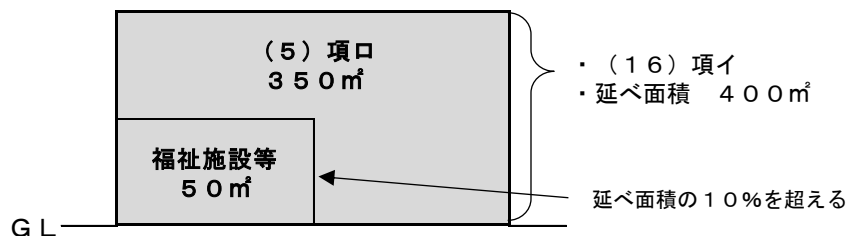
1 延べ面積が300㎡以上で、小規模特定用途複合防火対象物に該当する場合



省令第7号第2条第1号で規定する複合型居住施設に該当し、かつ、省令第7号第3条第2項ただし書きで規定する要件を満たすため、特定小規模施設用自動火災報知設備を設置することができる。

※省令第156条第2条第1号で規定する特定小規模施設にも該当する。

2 延べ面積が300㎡以上で、小規模特定用途複合防火対象物に該当しない場合

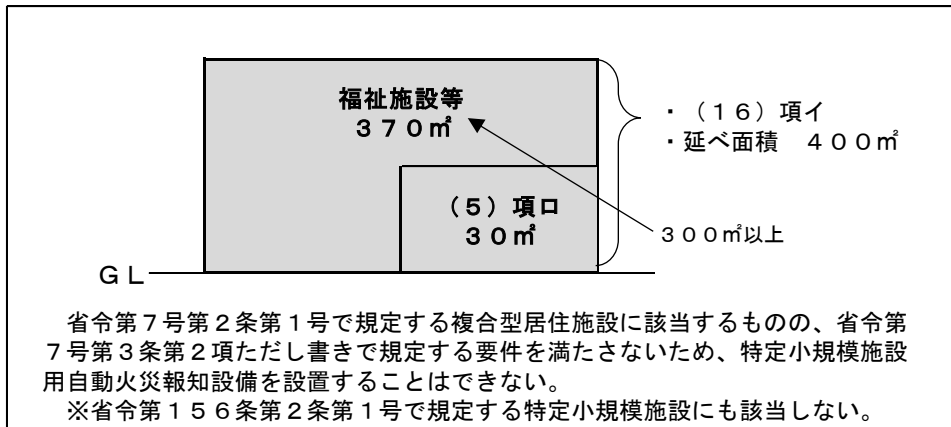


省令第7号第2条第1号で規定する複合型居住施設に該当し、かつ、省令第7号第3条第2項ただし書きで規定する要件を満たすため、特定小規模施設用自動火災報知設備を設置することができる。

※省令第156条第2条第1号で規定する特定小規模施設には該当しない。

第2章第3節 第7 複合型居住施設用自動火災報知設備

《特定小規模施設用自動火災報知設備を設置することができない複合型居住施設の例》



(2) 警戒区域

第1 自動火災報知設備1、(2)の規定を準用すること。

(3) 受信機

第1 自動火災報知設備2、(1)から(3)までの規定を準用すること。

(4) 感知器

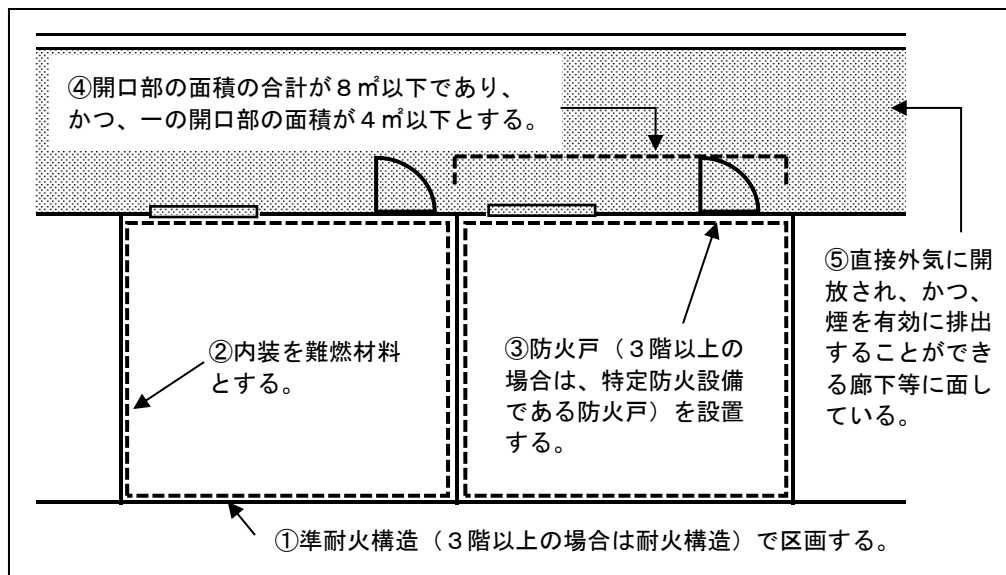
第1 自動火災報知設備3の規定を準用すること。

(5) 感知器の設置を省略できる要件

省令第7号第3条第3項第1号から第5号までの規定によるほか、次によること。

ア 構造等の要件については、次の例によること。

《省令第7号第3条の区画例》



イ 省令第7号第3条第3項第5号に規定される「煙を有効に排出することができる廊下、階段」とは、次に掲げるもの又はこれらと同等の排煙効果が認められるものとする。◇

(ア) 「特定共同住宅等の構造類型を定める件」(平成17年消防庁告示第3号)第

第2章第3節 第7 複合型居住施設用自動火災報知設備

4第2号(4)又は(5)で規定する要件を満たすもの
(イ) 避難階において出入口が直接地上に通じている通路等

(6) 中継器

第1 自動火災報知設備6の規定を準用すること。

(7) 地区音響装置

第1 自動火災報知設備4、(1)から(5)まで、(10)及び(11)の規定を準用すること。

(8) 発信機

第1 自動火災報知設備5の規定を準用すること。

(9) 常用電源

第1 自動火災報知設備2、(4)の規定を準用すること。

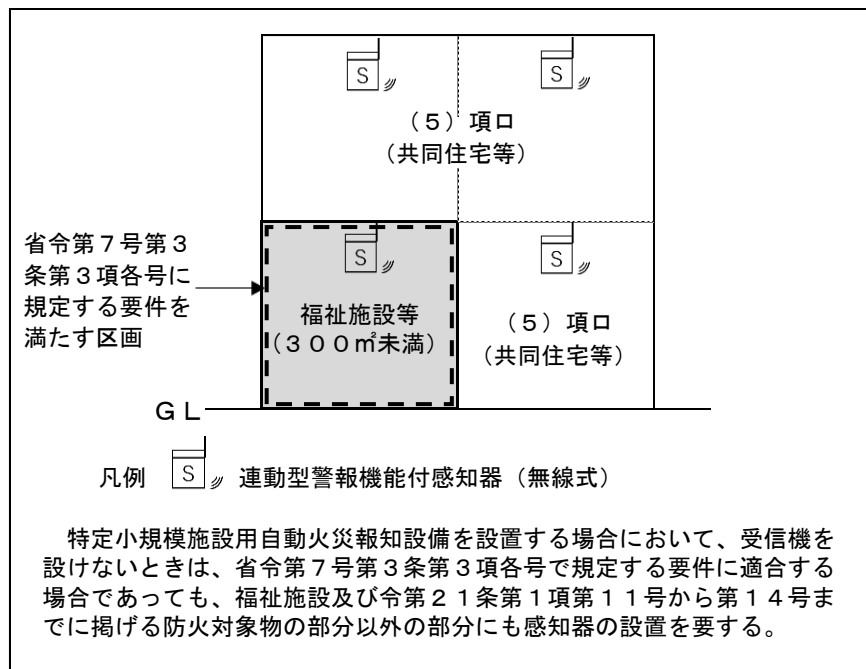
(10) 配線

第1 自動火災報知設備7の規定を準用すること。

2 構成

(1) 特定小規模施設用自動火災報知設備を設置する場合の構成は、次の例によること。

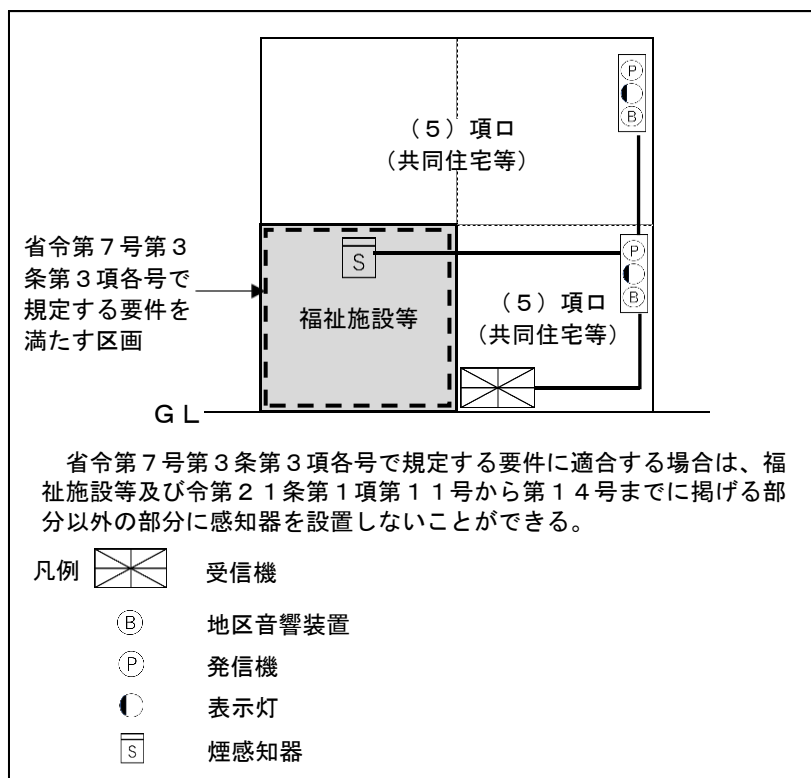
《特定小規模施設用自動火災報知設備を設置する場合の構成例》



(2) 省令第7号第3条第3項各号の要件に適合する場合の構成は、次の例によること。

ア 受信機を設置する場合

《受信機を設置する場合の構成例》



イ 受信機を設置しない場合

《受信機を設置しない場合の構成例》

